議第13号議案

横浜市会会議規則の一部改正

横浜市会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年2月18日提出

市会運営委員会 委員長 渡 邊 忠 則

横浜市会規則 (番号)

横浜市会会議規則の一部を改正する規則

横浜市会会議規則 (昭和43年5月横浜市会規則第1号) の一部を次のように改正する。

第76条に次の1項を加える。

3 委員でない議員が第1項の規定により委員会において説明し、若しくは意見を述べ、又は前項の規定により発言するに当たり、当該委員会が横浜市会委員会条例(昭和43年5月横浜市条例第28号。以下「条例」という。)第9条の2第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を活用した委員会である場合には、当該委員でない議員は、当該委員会の委員長の許可を得てオンラインによる方法で当該委員会の開会場所以外の場所から委員会に参加して、説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

第78条に次の1項を加える。

2 提案者及び修正案提出者は、当該委員会がオンラインによる方法を活用した 委員会である場合には、前項の規定にかかわらず、当該委員会の委員長の 許可を得てオンラインによる方法で当該委員会の開会場所以外の場所から 委員会に参加して、発言を求めることができる。

第81条第1項中「出席委員」の次に「(条例第9条の2第3項の規定により当該委員会に出席したものとみなされた委員を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

オンラインによる方法を活用した委員会に係る出席の特例の導入に伴い、委員でない議員のオンラインによる方法での委員会への参加等に関する規定の整備を図る等のため、横浜市会会議規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市会会議規則 (抜粋)

⟨ 上段 改正案 ⟩
下段 現 行 ⟩

(委員でない議員の発言)

第76条 (第1項及び第2項省略)

3 委員でない議員が第1項の規定により委員会において説明し、若しくは意見を述べ、又は前項の規定により発言するに当たり、当該委員会が横浜市会委員会条例(昭和43年5月横浜市条例第28号。以下「条例」という。)第9条の2第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を活用した委員会である場合には、当該委員でない議員は、当該委員会の委員長の許可を得てオンラインによる方法で当該委員会の開会場所以外の場所から委員会に参加して、説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

(提案者及び修正案提出者の発言)

第78条 (第1項省略)

2 提案者及び修正案提出者は、当該委員会がオンラインによる方法を活用した 委員会である場合には、前項の規定にかかわらず、当該委員会の委員長の許可 を得てオンラインによる方法で当該委員会の開会場所以外の場所から委員会に 参加して、発言を求めることができる。

(少数意見の留保)

第81条 委員会において少数のため廃棄された意見で、他に出席委員 (条例第9条の2第3項の規定により当該委員会に出席したものとみなされた委員を含む。) 1人以上の賛成を得たときは、これを少数意見として留保することができる。

(第2項及び第3項省略)